

令和8年度における検討方針・課題 (案)

1. 令和8年度における検討課題等 (案)
2. 令和8年度における見直し品目等

令和7年12月24日

1. 令和8年度における検討課題等（案）

1.1 重点検討事項

- ① 2段階の判断の基準の活用に係る検討
- ② 分野横断的な判断の基準等の設定に係る検討
- ③ 資源有効利用促進法に基づく認定資源有効利用・脱炭素化促進製品に係る検討

1.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

- ① 地方公共団体におけるグリーン購入の取組拡大に向けた対応
- ② 環境ラベルの活用を通じたグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応
- ③ 国による環境物品等に係る情報提供の拡充

1.1 重点検討事項

① 2段階の判断の基準の活用に係る検討

○ 先端的な環境物品等の初期需要創出への貢献

- ✓ 2段階基準（基準値1）を活用した品目・判断の基準の設定
 - 脱炭素社会（ネット・ゼロ、GX推進）、循環型社会（循環経済）及び自然共生型社会（ネイチャーポジティブ）等の実現に寄与する項目を積極的に選択
 - 再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充等によるインセンティブの付与を通じ、普及が困難なリサイクル製品等の初期需要創出に貢献

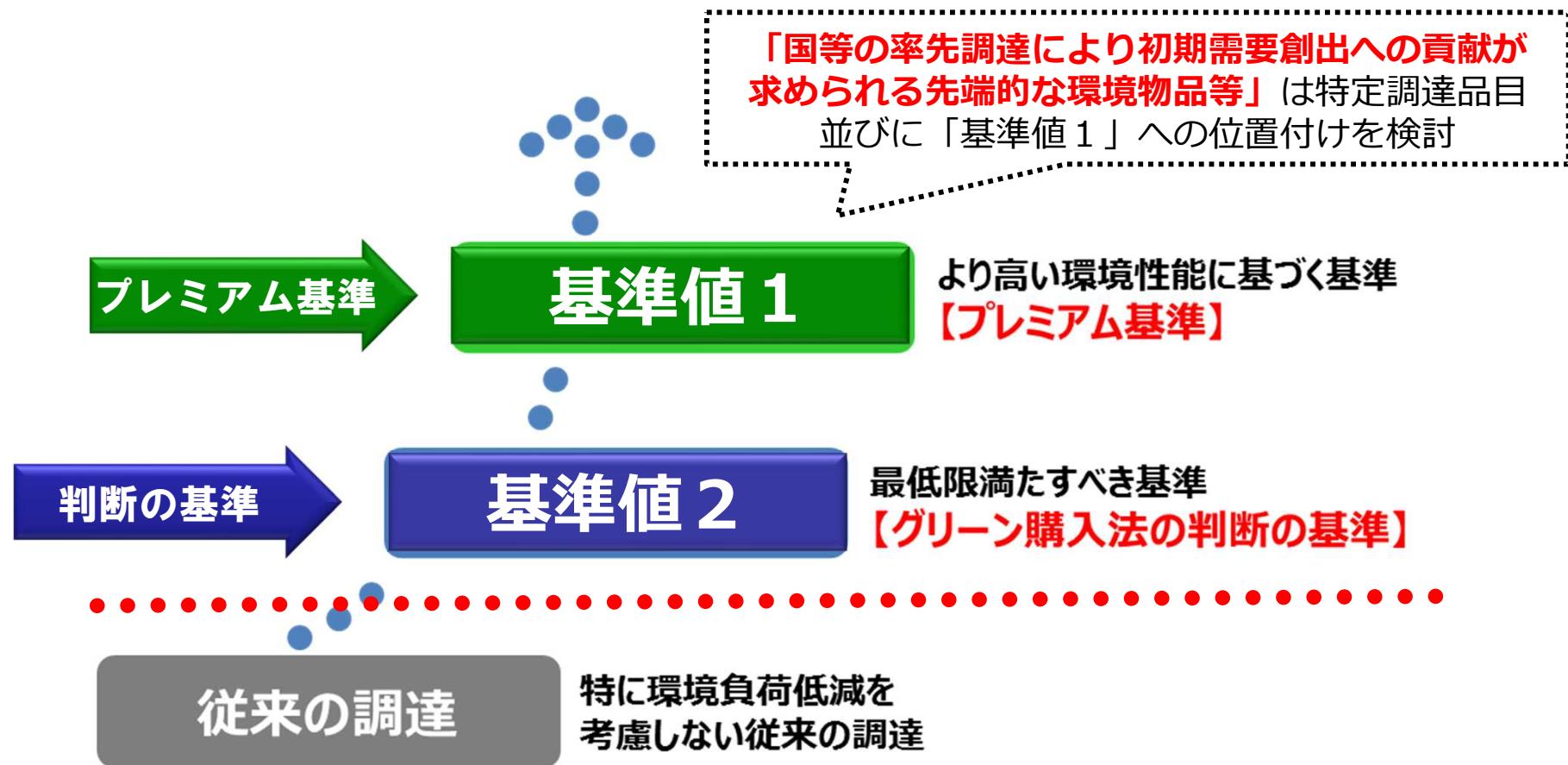
○ 基準値1（より高い環境性能に基づく基準）による率先調達

- ✓ 各機関の調達方針において基準値1及び基準値2それぞれについて定量的な調達目標を設定するとともに、基準値1による調達目標を高く設定するよう促す
 - 2段階の判断の基準による調達目標の設定状況、調達実績を確認し、当該品目に係る基準等の見直しに適切に反映
- ✓ 2段階の判断の基準の調達者・供給者への理解の促進
 - 2段階の判断の基準の考え方を変更した初年度である令和7年度調達実績のフォローアップ
- ✓ レピュテーション効果が発揮される比較・公表の方法について継続検討

○ 中長期的なあり方及び基本方針への反映方策の検討

- ✓ 2050年カーボンニュートラル、循環経済等の各種目標に向けて、地球温暖化対策計画、循環基本計画、政府実行計画等の関連計画と整合する形で、グリーン購入法の中長期的なあり方について検討するとともに、可能な事項から反映
 - 環境配慮技術や物品等を後押しする調達のあり方について配慮事項の活用を含め検討

【参考】2段階の判断の基準の考え方



○基準値1の位置付け明確化・運用改善を図るため、以下の内容を新たに基本方針へ位置付け

- 見直しに当たっては、「基準値1」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値2」の水準の引き上げ (**全体のレベルアップ**)
- 各機関は「基準値1」及び「基準値2」の定量的な調達目標を設定し、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」を調達 (**基準値1の調達推進**)
- 国（環境省）は各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、「基準値1」及び「基準値2」による調達の取組状況を比較して公表 (**フォローアップ**)

1.1 重点検討事項

② 分野横断的な判断の基準等の設定に係る検討

○ 分野横断的又は分野共通の判断の基準等の検討

- ✓ 分野横断的又は分野共通の判断の基準等の設定・拡充等に係る検討
 - 鉄鋼については、削減実績量に係る日本LCA学会における議論を受けて検討
 - その他の事項についても、2段階の判断の基準の活用の可能性を含めて検討

○ カーボンフットプリント等に係る取組の促進

- ✓ 基準値1としての個別品目への設定について検討
 - 「カーボンフットプリント ガイドライン」に整合した算定ルール策定に向けた業界団体等の取組の進展等を踏まえつつ、個別品目への2段階の判断の基準又は配慮事項としての設定

○ モノの所有からサービスへの転換の促進、リユース等の活用に向けた検討

- ✓ 調達総量の削減等を図るため、リユースやシェアリング等の活用について判断の基準等の見直しと併せて検討
- ✓ 「リユース等の促進に関するロードマップの方向性」（令和7年6月）及び令和7年度中に策定予定のロードマップを踏まえたリユース市場の拡大・需要創出に向けた検討

1.1 重点検討事項

③ 資源有効利用促進法に基づく認定資源有効利用・脱炭素化促進製品に係る検討

- ◆ 令和8年4月に施行される資源有効利用促進法に基づく資源有効利用・脱炭素化促進設計指針の策定及び設計認定基準が策定された製品分野については、グリーン購入法上の特定調達品目ごとの判断の基準等に照らし、認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の調達の推進を促すための配慮のあり方について検討することが必要
- ◆ 令和8年度以降の懇談会開催を含めて、今後の対応方針を検討

■ 認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の調達の推進

- 改正された資源有効利用促進法は、従来の資源循環施策に脱炭素化の視点を加え、製品のライフサイクル全体における資源効率と温室効果ガス排出削減の両立を図ることを目的とするもの。設計・製造から回収・リサイクルまでをシームレスに連携させ、循環型経済の市場化を加速し、GXとの連動により持続可能な社会の構築を目指すもの
- 改正前は製品設計段階におけるリデュース・リユース・リサイクルへの配慮が求められていたが、環境配慮設計の高度化を促すインセンティブは必ずしも十分ではなかった。他方、欧州においてはエコデザイン規則に基づき、耐久性や修理性、資源効率等を含む高度な設計要件が制度化されており、国際整合性の確保と国内の競争力強化が課題
- このため、改正法において特に優れた環境配慮設計を評価し、認定する制度を創設し、事業者が目指すべき事項を明示する指針を策定することとした
- 資源有効利用促進法第30条に基づき主務大臣による設計認定を受けた設計認定に係る対象指定製品（認定資源有効利用・脱炭素化促進製品）は、同法32条によりグリーン購入法において認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の調達の推進が促進されるよう分配慮することが必要とされている



資源有効利用・脱炭素化促進設計指針の策定及び設計認定基準に係る議論の進歩を踏まえ、必要に応じ、特定調達品目検討会の下に認定資源有効利用・脱炭素化促進製品に係る懇談会を設置し、**認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の調達の推進を促すための配慮のあり方**について検討を実施予定

○ 資源有効利用促進法改正のポイント

- ① 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）
- ② 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）
- ③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）
- ④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- 現行法では、リサイクルの容易化や省資源化など、環境配慮設計を進めるべき製品（50品目）を指定。
- 他方、環境配慮設計が特に優れた製品を積極的に評価し、全体レベルを底上げする仕組みがなかった。
- このため、ライフサイクル全体の環境負荷低減に特に優れた環境配慮設計（資源有効利用・脱炭素化促進設計）を認定する。
- 認定を受けた製品について、①国による公表と周知、②差別化できる製品表示、③グリーン購入法における国の調達の基本方針における配慮、④関連設備投資への産廃処理施設整備法の指定法人による債務保証等、⑤事業者等の使用努力義務を規定。

事業者が従うべき判断基準

＜家電・複写機の例＞

(リサイクルの容易化)

- 構造の工夫（解体・分別が容易な設計）
- 原材料の工夫（原材料の種類数の削減、添加物の不使用等）

(省資源化)

- 原材料等の使用の合理化
- 長期間の使用の促進
- 修理等の機会の確保

優れた環境配慮設計の例

＜家電＞



- ✓ 再生プラスチックを40%以上使用
- ✓ 塗装や印刷などを極力排除（リサイクルのしやすさに配慮）
- ✓ 廃棄時にリチウムイオン電池を分別しやすい設計

出典：日立グローバルライフソリューションズ株式会社HP

＜複写機＞



- ✓ 部品リユース率は最大84%
- ✓ 部品点数の削減
- ✓ 解体した部品の運搬の容易化
- ✓ 分解、清掃、分類しやすい製品設計

出典：富士フィルムホールディングス株式会社HP

1.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

① 地方公共団体等におけるグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

○ 地方公共団体等における取組の収集及び展開

- ✓ 特に事業者等における一斉調達・一斉回収等の優良事例を収集し、広く共有することで新たな事業者等が取り組みやすい環境構築を推進

参考) 令和7年度請負事業において、地方公共団体の調達実務者向けのグリーン購入のマニュアルを改訂予定

○ 地方公共団体等において波及効果が見込まれる物品等の検討

- ✓ 今年度の請負事業において、各地方公共団体における独自に調達方針において定める品目（リサイクル認定製品、地産地消につながる製品等）に関する内容の情報整理および提供を実施予定

○ グリーン購入の裾野の拡大について

- ✓ 地方公共団体、事業者、国民等に対する適切な情報提供・普及啓発の取組を推進
- ✓ 地方公共団体へのグリーン購入法の普及に向けて、都道府県が市区町村に働きかける体制の促進
- ✓ 教育、公共施設等における環境価値の「見える化」の促進のため、環境ラベルや環境配慮型製品等の環境性能などの施設内への掲示等について事例調査及び横展開を検討

参考) 令和7年度請負事業において、地方公共団体に対する適切な情報提供として、環境省Webサイトにおける地方公共団体取組事例データベースの拡充を実施予定

1.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

② 環境ラベルの活用を通じたグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

○ 環境物品等の選択容易性の向上

- ✓ 判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨の併記
令和2年度3品目、令和3年度88品目、令和4年度15品目、
令和5年度2品目、令和6年度7品目、令和7年度23品目（予定）と順次拡充
(現段階で**138品目**)
- ✓ 令和8年度においては設備分野の節水機器、給水栓、纖維製品、役務分野の清掃、機密文書処理などの見直しを予定。他の品目に係る環境ラベルの活用についても引き続き検討
- ✓ 調達者・消費者の選択容易性の観点から、引き続きエコマークの積極的な活用を進めていくとともに、環境ラベルの有効活用について検討

- 令和7年度（令和7年1月閣議決定）までに判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨を併記した分野・品目は下表のとおり**115品目**
 - エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
- 令和8年度からは新たに**23品目**を加えた**138品目**

| 追加時期 | 品目数 | 環境ラベル活用分野又は品目 |
|---------|-----|---|
| 令和3年2月 | 3 | トナーカートリッジ、インクカートリッジ、プラスチック製ごみ袋 |
| 令和4年2月 | 88 | 文具類（全85品目）、制服、作業服、清掃 |
| 令和5年2月 | 15 | オフィス家具等（全12品目）、電球形LEDランプ、消火器、ベッドフレーム |
| 令和5年12月 | 2 | プロジェクタ、シュレッダー |
| 令和7年1月 | 7 | プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、携帯電話、スマートフォン、備蓄用作業服 |
| 令和8年1月頃 | 23 | トイレットペーパー、ティッシュペーパー、テレビジョン受信機、帽子、靴、カーテン、布製ブラインド、タイルカーペット、タフテッドカーペット、ニードルパンチカーペット、織じゅうたん、毛布、ふとん、マットレス、作業手袋、集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ、太陽熱利用システム |

2.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

③ 国による環境物品等に係る情報提供の拡充

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（案）【抄】

3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

（7）環境物品等の更なる普及に向けた取組

国は、環境物品等の更なる普及に向け、地方公共団体、事業者及び国民等の理解を深められるように適切な情報提供・普及啓発に取り組むとともに、必要に応じ、地方公共団体等による取組の実態を把握した上で、特定調達品目に位置づけられていない環境物品等について、その選択に寄与する環境性能の考え方を提供するなどの措置を講ずるよう努めることとする。

○ 適切な情報提供・普及啓発

- ✓ 地方公共団体等への前記①に係る情報提供に加え、事業者及び国民等の理解を深められるように情報提供・普及啓発の方法等について検討

○ 調達者へのサポートの拡充

- ✓ 特定調達品目の適否、判断の基準等の要件に関する問い合わせについて、これまでのメール、電話に加え、ボットを活用したサポートの仕組みの運用を開始予定
- ✓ 問い合わせは、特定調達品目を製造・販売する事業者のか、グリーン購入に取り組む民間事業者にも対応

2. 令和8年度における見直し品目等

2. 令和8年度における見直し品目等

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し等に関する方針」に示された考え方方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和8年度の見直し対象品目（定期見直し品目等）は本年度からの継続検討品目である「靴」を含む下表に示す**6分野22品目**

| 分 野 | 品 目 |
|---------|--|
| 電子計算機等 | 電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア |
| オフィス機器等 | デジタル印刷機、掛時計 |
| 家電製品 | 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫 |
| 制服・作業服等 | 靴 |
| 設備 | エネルギー管理システム、生ゴミ処理機、節水機器、給水栓 |
| 役務 | 庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除、自動車専用タイヤ更生、タイルカーペット洗浄、自動車整備 |